

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市産地づくり対策事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	水田経営の安定及び地域産業の維持のため、農業経営の収益性向上、地域の活性化を図るために、水田経営の安定に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市農業再生協議会
補助対象経費	産地づくり対策事業(団地化・組織化)、(集落形成事業)
類似補助の有無	有
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 要確認
補助金額(定額、上限、下限等)	10aあたりの単価(市単独)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	10aあたりの単価(市単独)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	対象作物の団地化・組織化面積: ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 佐渡市地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンに基づき生産体制の整備、集積、必要量を確保することで農家の経営安定化に寄与する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 協議会と直接調整し、協議会において募集する。
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117